

高山市職員の勤務時間等に関する条例及び高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 経緯

国において、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、順次、民間労働者に対する仕事と生活の両立支援が拡充されている。

国家公務員についても同様の法令改正が行われており、本市においても地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正を踏まえ、仕事と生活の両立支援の取り組みを行う。

2. 主な改正内容

(1)仕事と育児の両立支援制度等に係る情報提供等の実施（第1条中第18条の2関係）

職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、仕事と育児の両立支援制度等に係る情報提供や利用の意向確認を行うことなどを任命権者に義務付ける。

(2)部分休業の取得パターンの多様化（第2条中第21条、第21条の2関係）

部分休業について、「第1号部分休業」と「第2号部分休業」とし、取得パターンを多様化する。

◎部分休業の取得パターン

【改正前】

1日につき2時間を超えない範囲内（勤務時間の始め又は終わりにおいて30分単位）で取得することができる。

〔例〕勤務時間の始めと終わりに取得

8:30		12:00	13:00		17:15
1時間	勤務時間	休憩	勤務時間	1時間	

〔例〕勤務時間の終わりに取得

8:30		12:00	13:00		17:15
	勤務時間	休憩	勤務時間	2時間	



【改正後】

職員は、以下の①又は②のいずれかの方法により取得することができる。

①第1号部分休業

改正前の取得パターンに加え、勤務時間の始めと終わりに限定されず取得することができる。

〔例〕勤務時間の間に取得

8:30	12:00 13:00				17:15
勤務時間		1 時間	勤務時間	休憩	勤務時間

〔例〕勤務時間の休憩（昼休み）と合わせて取得

8:30	12:00 13:00				17:15
勤務時間		休憩	2 時間	勤務時間	

〔例〕勤務時間の休憩（昼休み）と合わせて取得し、終わりにも取得

8:30	12:00 13:00				17:15
勤務時間		1 時間	休憩	勤務時間	30 分

②第2号部分休業

1年度につき10日相当時間の範囲内（原則1時間単位）で取得することができる。

〔例〕勤務時間の始めに取得

8:30	12:00 13:00				17:15
3 時間		勤務時間	休憩	勤務時間	

〔例〕半日での取得

8:30	13:30				17:15
4 時間（休憩時間1時間を除いた時間）			勤務時間		

〔例〕1日での取得

8:30	17:15			
1 日				

3. 施行期日

令和7年10月1日